

(証券コード5703)
平成28年6月1日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本軽金属ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡 本 一 郎

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、本年4月の熊本地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、3ページから4ページ記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月23日(木曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招 集 告 白

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

3. 目的事項 報告事項

1. 第4期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)更新の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を行使し得る他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nikkeikinholdings.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトに開示いたしました。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境等をご確認ください。

(1)画面の解像度が 横800×縦600ドット(S V G A)以上であること。

(2)次のソフトウェアをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0 以降(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft® およびInternet Explorerは、Microsoft Corporation (マイクロソフト社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3)議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などは、株主様のご負担となります。

(4)携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使専用ウェブサイトはご利用いただけません。

(5)議決権行使専用ウェブサイトには接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(6)議決権行使専用ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能(ポップアップブロック機能等)をご利用されている場合は、解除(または一時解除)のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取扱い

■インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

- インターネット等による議決権行使は、平成28年6月23日(木曜日)午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、後記4.の「三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート」へお問い合わせください。

3. パスワードのお取扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

4. パソコン等の操作方法等に関するお問い合わせ先

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル

 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)


- その他のご登録住所・株式数のご照会などは、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120(782)031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

《議決権電子行使プラットフォームについて》

機関投資家の皆さまに関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国など新興国経済の減速により生産や輸出面に弱さが見られたものの、円安・資源安の恩恵を受けた企業を中心に企業収益が改善し、雇用・所得環境の好転を背景に個人消費も底堅く推移するなど、総じて緩やかな回復基調をたどりました。しかしながら、年明け以降に円高・株安が進行し、個人消費にも足踏み傾向が見え始めるなど、先行きは不透明感を強めております。

アルミニウム業界におきましては、輸送分野においてトラック向け需要が堅調に推移するとともに、乗用車でも高級車を中心に部材へのアルミの採用が進みましたが、国内自動車生産台数の減少や、建設関連での出荷減などを受けて、アルミニウム製品の総需要は前期を若干下回りました。価格面では、期を通じてアルミニウム地金市況が下落基調で推移し、原料価格の低下に寄与した半面、これに連動して販売価格が値下がりした事業分野では収益面に悪影響をもたらしました。

このような経営環境の下、当社グループは、平成25年度を起点とする3カ年の中期経営計画（以下「現中計」といいます。）の集大成として、現中計の基本方針に則り、持株会社体制の下でのグループ連携強化を通じ、連結収益の最大化と企業価値向上に努めました。

現中計第一の基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」では、地域と市場分野の組合せにより経営資源を投入すべき分野を慎重に見極めその効率的運用を図りました。具体的には、海外展開では、北中米地域の自動車市場拡大に対応したメキシコ拠点や、東南アジア地域におけるコールドチェーンの拡充に対応したタイ拠点などを新たに発足させるとともに、これまで進出した事業拠点からの収穫を得ることを重視して経営資源投入を行うなど、収益性を重視した、強靱な事業基盤の構築に努めてまいりました。その結果、海外売上高比率は現中計策定時の16.8%から20.8%に増加するとともに、安定的に収益を生み出せる事業拠点も数多く育ちました。

現中計第二の基本方針である「新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出」では、グループ横断的な開発活動（横串活動）により要素技術の複合化を進める一方、グループ連携で生み出されたこれまでにない発想でお客様のニーズを深耕し、ビジネスに即した、連続性と発展性に優れる新商品・新ビジネス開発を実践してまいりました。また、開発段階から損益管理を徹底するなど、採算重視の施策をきめ細かに実施することで、高い収益性を有する新商品・新ビジネスで構築された収益基盤の確立に専念しました。その成果として、現中計では、グループ会社が連携して開発したソーラーパネル架台や高品位パソコン筐体など、収益向上の原動力

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

となる新商品・新ビジネスが数多く生み出されました。

現中計第三の基本方針である「企業体質強化」では、ソーラー、アルミナ、板など現中計策定時の課題事業について、ソーラー事業は、中国への製造・販売体制の集約、高付加価値品の開発等の成果が現れ、収益力が飛躍的に強化されております。アルミナ事業では、原料価格の上昇が続いた厳しい経営環境を打開すべく、お客様の理解を得ながら製品販売価格の改定を進めるとともに、徹底的なコストの絞り込みを行ったことで、高付加価値品の開発・拡販は道半ばであるものの、着実に利益を積み重ねて行ける事業基盤が構築されております。板事業においては、株式会社東陽理化学研究所との連携を深めること等を通じ、素材の強みを核として、加工・周辺サービスまで一体となった総合的な品質、価格の提案力を強化し、これが多くの顧客獲得の突破口となりました。

こうした施策が当期の業績を押し上げるとともに、当社グループが人財育成にあたり、かねてから重視してきた「創って・作って・売る」という基本サイクルの浸透や商品別損益管理の徹底により、従業員一人ひとりがコスト意識を持ち、収益管理を厳格に考えることができる人材になりつつあることが、収益改善に大きな役割を果たしました。

以上、横串活動や商品別損益管理など、現中計の基本方針に則り、経営の効率化を目的に実施してきた各種施策が着実に実を結んだ結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなり、現中計の目標値を達成いたしました。

科 目	業 績	前期比	現中計目標値
売上高	4,644億 5 百万円	7.6%増	4,400億円
営業利益	268億21百万円	38.9%増	250億円
経常利益	245億26百万円	19.1%増	220億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	155億33百万円	61.0%増	140億円

期末の配当につきましては、以上の業績を受け、1株につき6円の剰余金の配当を実施させていただきたく存じます。これは、前期の剰余金の配当（1株につき5円（現中計目標値））と比較して1円の増配となります。

当社グループの部門別の売上高および営業利益は、次のとおりであります。

部 門	売上高（前期比）	営業利益（前期比）
アルミナ・化成品、アルミニウム地金	1,098億44百万円(3.9%減)	91億38百万円(50.6%増)
アルミニウム板・押出製品	1,033億40百万円(24.8%増)	30億58百万円(27.7%減)
加工製品、関連事業	1,492億20百万円(8.1%増)	109億58百万円(42.2%増)
箔、粉末製品	1,020億 1 百万円(6.0%増)	68億29百万円(63.3%増)
消去又は全社	—	△31億62百万円
合 計	4,644億 5 百万円(7.6%増)	268億21百万円(38.9%増)

当社グループの部門別の概況は、以下のとおりであります。

〔アルミナ・化成品、アルミニウム地金〕

アルミナ・化成品部門におきましては、アルミナ関連では、主力製品の水酸化アルミニウムおよびアルミナにおいて、耐火物用、研削材用、ガラス用アルミナなどの国内販売が堅調に推移し、水酸化アルミニウムの輸出も増加しました。一方、化学品関連では、有機塩素製品の販売が伸び悩み、カセイソーダおよび無機塩素製品の販売も前期並みとなりましたが、部門全体では、前期を上回る売上となりました。

採算面では、アルミナ関連で実施した製品販売価格改定の効果に加え、前期末に実施したアルミナ関連設備への減損損失の計上により償却費負担が減少したことなどから、前期に比べ大幅に改善しました。

アルミニウム地金部門におきましては、主力の自動車向け二次合金の分野において、国内は出荷減となりましたが、中国、タイの各拠点で販売が好調に推移し、アメリカでも受注が回復したため、前期を上回る販売量となりました。その一方、アルミニウム地金市況を反映した販売価格の下落により、売上高としては前期を若干下回りました。採算面では、需給軟調な国内で採算重視の受注を行い利益確保に努めたほか、原燃料価格の低下もあり、前期に比べ増益となりました。また、アルミニウム新地金の商社向け販売が減少し、これに係る売上高が大幅に減少しました。

以上の結果、アルミナ・化成品、アルミニウム地金部門の売上高は前期比3.9%減の1,098億44百万円となりましたが、営業利益は前期比50.6%増の91億38百万円となりました。

〔アルミニウム板・押出製品〕

アルミニウム板部門におきましては、建材関連は低調でしたが、鉄道向け厚板や箔地が好調に推移し、平成27年1月に株式会社東陽理化学研究所を子会社化したことなどからパソコン・

スマートフォン筐体向けの販売も増加したため、前期を上回る販売量・売上となりました。一方、採算面では、アルミニウム地金市況が下落基調で推移した当期は、高値で調達した原料を使用した製品が価格下落後の安値で販売される期間に該当したことに加え、新製品立上げ費用の増加、一部の製品向けでの在庫評価損の計上などにより、前期に比べ大幅に悪化しました。

アルミニウム押出製品部門におきましては、建材関連、産業機器関連で需要が停滞し販売減となりましたが、主力の輸送分野においては、国内自動車向けが不調だったものの、トラック架装向け・鉄道向けが増加するとともに、中国でも自動車向け・鉄道向けが堅調に推移し、また、ソーラーパネル架台等の新製品の販売も順調に伸びたため、前期を上回る売上となりました。一方、高付加価値品である原子力関連製品の販売が次年度にずれ込んだことに加え、アルミニウム地金市況に連動して販売価格が下落した製品もあったことなどから、採算面では前期を下回りました。

以上の結果、アルミニウム板・押出製品部門の売上高は前期比24.8%増の1,033億40百万円となりましたが、営業利益は前期比27.7%減の30億58百万円となりました。

〔加工製品、関連事業〕

主要部門の概況は、以下のとおりであります。

輸送関連部門のうち、トラックの架装事業におきましては、国内の景気回復、原油安に伴う燃料費低下で輸送関連業界の収支が好転したこと等を背景に、当期においても排ガス規制強化時に購入された車種の買替需要が継続したことなどから、販売量は前期並みの高い水準となり、採算面でも材料費の削減効果等により前期を上回りました。

カーエアコン用コンデンサは、全体的な国内自動車生産台数の落込みに加え、軽自動車の生産も年度初めの軽自動車税の増税の影響を受けて大幅に減少したため、前期を大きく下回る売上となりました。

素形材製品は、国内自動車生産台数の減少により国内向け受注が低調となる中、高級車向け、輸出向けの出荷が増加したこと等から、前期を上回る売上となりました。

電子材料部門におきましては、アルミ電解コンデンサ用電極箔は、円安を受け顧客日系コンデンサメーカーの価格競争力・市場シェアが回復し、コンデンサ生産や電極箔調達を国内に戻す動きも進む中で受注獲得に努めた結果、前期を上回る売上となりました。

パネルシステム部門におきましては、業務用冷凍・冷蔵庫は、コンビニエンスストア向けの需要に一服感が出たものの、店舗向け小型物件の需要が底堅く推移し、また、食品加工工場や卸売市場向け、低温流通倉庫向けでも、食の安全意識の高まりや首都圏の道路整備を背景に活発な投資が続き、物件も大型化の傾向を強めるなど、需要が増加しました。クリーンルームにおいても、半導体や液晶業界の再編に伴う増改築需要を受けて受注が増加し、医薬・バイオ向けも堅調に推移したことから、部門全体で前期を大幅に上回る売上となりました。

炭素製品部門におきましては、顧客となる鉄鋼・アルミニウム製錬業界の業績悪化により、主力製品の高炉・電炉用カーボンブロック、電極用不定形材料、カソード等の販売が落ち込み、前期を大幅に下回る売上となりました。

以上の結果、加工製品部門、関連事業の売上高は前期比8.1%増の1,492億20百万円、営業利益は前期比42.2%増の109億58百万円となりました。

〔箔、粉末製品〕

箔部門におきましては、電解コンデンサ用高純度アルミ箔は、粉末積層箔や貫通孔箔など新製品の採用は着実に進展しましたが、全体としては国内の需要低迷を受けて出荷減となりました。一般箔では、全体の需要は食品向けを中心に低調だったものの、食品向け撥水性加工箔、医薬包材向け加工箔などの高付加価値製品の販売が堅調に推移し、産業界における用途拡大を受けリチウムイオン電池外装用プレーン箔の出荷も大きく伸びたことに加え、前期中に実施したロールマージン値上げの効果が当期は全期間に及んだため、部門全体の売上は、前期を上回りました。

なお、箔部門においてグループ間で重複した組織・機能を解消し、人員・設備等の経営資源の有効活用を図るため、東洋アルミニウム株式会社は、平成28年4月1日付で、同社子会社の東海アルミ箔株式会社、東洋アルミ千葉株式会社およびトーヤルテクノフロンティア株式会社を吸収合併いたしました。

パウダー・ペースト部門におきましては、新製品のガラスフレーク、着色アルミペーストの販売が北米市場を中心に好調に推移し、また、インキ向け、家電向けアルミペーストの出荷も堅調でしたが、主力の自動車塗料向けにおいて、シルバー等のメタリック色以外への嗜好の多様化が進み厳しい需要環境が続いていること等から、部門全体ではほぼ前期並みの売上に留まりました。

ソーラー部門におきましては、太陽光パネルの生産が増加し市場の拡大基調が続く中、太陽電池用バックシートは、一部ユーザーの与信懸念が続いたものの、新規顧客を獲得するなど順調に販売を拡大しました。太陽電池用機能性インキは、上半期は顧客獲得競争で苦境に立ちましたが、下半期に入り新製品の投入等で販売量が回復に向かったため、部門全体で前期を上回る売上となりました。

以上の結果、箔、粉末製品部門の売上高は前期比6.0%増の1,020億1百万円、営業利益は前期比63.3%増の68億29百万円となりました。

(2) 当社グループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は188億61百万円で、前期に比べ29億92百万円増加しております。

当連結会計年度中に完成した主要な設備は、次のとおりです。

部 門	会 社 名	設備の内容
アルミニウム板	東陽精密機器(昆山)有限公司	コンピュータ数値制御加工機増設
アルミニウム押出製品	日軽新潟株式会社	大型押出機メインシリンダー更新
加工製品、関連事業	日軽パネルシステム株式会社	滋賀工場内 ノンフロン化対応パネル製造ライン
箔、粉末製品	東海アルミ箔株式会社	矢畑工場内 錠剤・カプセル医薬品向け包材(プレス・スルー・パッケージ) 多色印刷機導入
箔、粉末製品	湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司	第2工場内 アルミパウダー生産設備増設

(3) 当社グループの資金調達の状況

当社グループでは、収益、キャッシュ・フロー、設備投資の計画等を総合的に勘案した資金調達計画を策定し、安定的かつ効率的な資金の調達・運用を行っております。

当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入を中心に資金調達を行いました。

なお、当連結会計年度末現在の社債および借入金の総額は1,822億7百万円で、前期末と比べ67億83百万円減少しております。

(4) 当社グループの対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、政府・日銀による各種政策効果も相まって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、その半面、海外経済の下振れリスクがわが国の景気回復を下押しする懸念もあり、景気動向は予断を許さない状況下にあります。

このような環境の中、当社グループは「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という日軽金グループの使命(経営理念)のもと、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、本年4月を起点とする新たな中期経営計画(平成28年度～平成30年度)を策定いたしました。

この新たな中期経営計画では、現中計で定めていた目標値を達成する原動力となったアルミニウム素材に関する深い洞察力、経験に裏打ちされた加工開発、サービス力等を当社グループの最大の強みと認識し、さらにチーム日軽金として、こうした強みを一段と強化することにより、他社の追従を許さない「異次元の素材メーカー」としての地位を確固たるものにすべく、

以下の基本方針を掲げております。

① グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出

当社グループは、アルミニウムに関する広範な事業領域を有しており、グループ連携による横断的・複眼的視点でお客様のニーズを汲み上げ、付加価値を生むための知恵を結集させることによって、ものづくりだけに止まらず、設計、施工、サービス、メンテナンスからビジネスコンセプトに至るまでの総合力で競争優位性を持った新商品・新ビジネスを創り上げ、グループの成長を目指してまいります。

当社グループは、グループ連携の強みを徹底的に探究することで、複合的で差別性のある利益率の高い新商品・新ビジネスモデルを創出し、専門化・大規模化の潮流とは一線を画した、付加価値の高度化によって、比類なき価値創造力・競争力を有する企業集団としての姿をさらに追求してまいります。

② 地域別×分野別戦略による事業展開

経営資源を投入する分野を地域と市場分野の組合せから選別し、投資の収益性を最大化させることに加え、海外展開では、これまでの中国・東南アジアを中心とした事業展開から、その他アジア地域・北米地域まで視野に入れた展開を積極的に推進し、真にグローバル企業と呼ばれるに値する企業体への変革を図ります。

また、地域と市場分野の多種多様な組合せに機動的・効率的に対応できるよう、グループ各社・各部門の垣根を取り払い、ビジネスに即して自由自在に集合・離散できる柔軟な組織設計を行い、これを運用してまいります。

③ 企業体質強化（事業基盤強化）

上記基本方針の実現に不可欠な「グループ連携の視点でビジネス創生できる人財」を育むための教育制度を拡充するとともに、国内・海外、グループ会社・各部門間の人財の流動性を高め、人財の国際化・多様化を推進してまいります。

また、グループ間の協業等を通じ、高付加価値品の開発、海外への販路開拓、成長市場への販売強化等を推し進め、化成品事業、板事業等の収益向上を図るとともに、新規に海外進出した拠点の収益安定化にも努めてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに果敢に取り組み、今後もグループ一丸となり総力を挙げて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

なお、企業の持続的発展に不可欠なCSR（企業の社会的責任）につきまして、当社グループでは、アルミニウムの特性を活かした環境配慮型製品の開発・供給、アルミスクラップの回収・再生を通じた環境負荷低減等の環境経営に加え、当社グループ従業員・事業所周辺の安全、進出国・地域の文化の多様性等への配慮を重視した経営を行ってまいります。

また、内部統制、コンプライアンスの強化にも努めてまいります。このような取組みの中で、平成28年2月に、当社子会社である日本軽金属株式会社、新潟地区の地方公共団体が

発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことは誠に遺憾であり、申し訳なく存じます。

当社グループでは、今般の事態を厳粛かつ深刻に受け止め、独占禁止法遵守を徹底するための体制構築および活動をこれまで以上に推進します。具体的には、再発防止の施策として、同業会社との接触制限や社内の価格決定に関するルールの明確化などの社内規程の改定に加え、研修・教育機会の充実により全従業員へのコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、内部通報制度の利用促進等を通じた不正行為の早期発見・早期対応の態勢づくりに順次着手しており、これらの施策の確実な実行により公正な事業活動の実践に真摯に取り組み違法行為を根絶し、企業としての信頼回復に全力を注ぎます。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

日軽金グループの使命（経営理念）

アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、
人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく

日軽金グループ中期経営計画（平成28年度～平成30年度）

チーム日軽金として他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」へ

<基本方針>

1. グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出
 - グループ連携の強みを徹底的に探究した高付加価値品を提供
 - 顧客視点に基づき、ものづくりに周辺サービスを含めた商品・ビジネス開発
2. 地域別×分野別戦略による事業展開
 - 資源投入する分野を地域と市場のマトリクスから選別
 - ビジネスに応じ自由自在に集合・離散できる俊敏な組織運営
3. 企業体質強化（事業基盤強化）
 - グループ連携視点でビジネス創生できる人財の育成
 - 課題事業の収益向上

<数値目標>

単位：億円

	平成27年度実績	平成30年度目標値
売上高	4,644	5,000
営業利益	268	320
経常利益	245	310
親会社株主に帰属する当期純利益	155	200
有利子負債	1,822	1,600
D/Eレシオ（倍）*1	1.4	1倍以下
ROCE（%）*2	9.0	10%超

*1 D/Eレシオ（有利子負債比率）：有利子負債÷自己資本

*2 ROCE（使用資本利益率）：金利差引前経常利益÷使用資本（自己資本+有利子負債-現預金）

（注）なお、平成27年度のROE（自己資本利益率）は12.3%となりました。引き続き10%を超える水準のROEを維持するよう努めてまいります。

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第1期 平成24年度	第2期 平成25年度	第3期 平成26年度	第4期 平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	371,887	402,829	431,477	464,405
経 常 利 益 (百万円)	6,873	12,730	20,600	24,526
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,355	5,128	9,645	15,533
1株当たり当期純利益 (円)	6.17	9.43	17.74	28.56
純 資 産 (百万円)	114,624	121,194	137,385	144,419
総 資 産 (百万円)	419,786	432,538	457,277	452,194

- (注) 1. 当社は、平成24年10月1日付で日本軽金属株式会社の株式移転完全親会社として設立されたため、第1期（平成24年度）の連結計算書類は、同社の連結計算書類を引き継いで作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(6) 当社グループの主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ① アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品およびアルミニウム合金等の製造、販売を行っております。
- ② アルミニウム板およびアルミニウム押出製品の製造、販売を行っております。
- ③ 輸送関連製品、電子材料、冷凍・冷蔵庫用パネル等のアルミニウム加工製品、炭素製品の製造、販売ならびに運送、情報処理および保険代理等のサービスの提供を行っております。
- ④ 箔、粉末製品の製造、販売を行っております。

(7) 当社グループの主要な営業所および事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都品川区東品川二丁目2番20号
-----	-------------------

② 重要な子会社

国 内	日本軽金属株式会社（東京都）、東洋アルミニウム株式会社（大阪市）、日本フルハーフ株式会社（神奈川県）、日軽金加工開発ホールディングス株式会社（東京都） 日本電極株式会社（静岡市）、日軽産業株式会社（静岡市）、日軽エムシーアルミ株式会社（東京都）、株式会社東陽理化学研究所（新潟県）、日軽パネルシステム株式会社（東京都）、東海アルミ箔株式会社（横浜市）、理研軽金属工業株式会社（静岡市）、日軽金アクト株式会社（東京都）、日軽形材株式会社（岡山県）
海 外	ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド（タイ）、日軽商菱鋁業（昆山）有限公司（中国）、ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）、肇慶東洋鋁業有限公司（中国）、湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司（中国）、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド（米国）、山東日軽丛林汽車零部件有限公司（中国）、日軽（上海）汽車配件有限公司（中国）

(8) 当社グループの従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
12,961名	374名（減）

(注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。

2. 当社の従業員数は30名（前期末比1名減）であります。（全員当社子会社との兼務者であります。）

(9) 当社の重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 当社の重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	30,000	100.0	アルミナ・化成品、アルミニウム板等の製造、販売
日 本 電 極 株 式 会 社	1,200	* 60.0	電極その他の炭素製品の製造、販売
日 軽 産 業 株 式 会 社	1,010	* 99.8	アルミニウム加工製品その他各種製品の販売、工事請負、損害保険代理および不動産売買
日軽エムシーアルミ株式会社	1,000	* 81.0	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東陽理化学研究所	855	* 59.1	各種金属製品の製造、販売および金属の表面処理
日軽パネルシステム株式会社	470	* 100.0	冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売および関連工事の請負
ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド	百万タイバツ 361	* 100.0	アルミニウム板、アルミ箔、ルームエアコン用コンデンサ、冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売
日軽商菱鋁業（昆山）有限公司	千人民元 31,260	* 68.9	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売
ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド	百万タイバツ 141	* 64.3	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売
東洋アルミニウム株式会社	8,000	100.0	アルミ箔、粉末製品等の製造、販売
東海アルミ箔株式会社	780	* 98.7	アルミ箔およびその加工品の製造、販売
肇慶東洋鋁業有限公司	千米ドル 33,350	* 90.0	アルミペースト、太陽電池関連製品の製造、販売
湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司	千人民元 77,966	* 90.0	アルミパウダーの製造、販売
トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド	千米ドル 6,000	* 100.0	アルミパウダー・ペーストの製造、販売
日本フルーフ株式会社	1,002	66.0	各種自動車用車体（バン架装、トレーラ）等の製造、販売
日軽金加工開発ホールディングス株式会社	100	100.0	アルミニウム等による板・管・棒・線・鋳物等の製造、販売等の事業を行う会社の統括管理（持株会社）
理研軽金属工業株式会社	1,715	* 100.0	建材製品の製造、販売
日軽金アクト株式会社	460	* 100.0	アルミニウム押出製品、アルミニウム加工製品等の製造、販売
日軽形材株式会社	400	* 100.0	アルミニウム押出製品の製造、販売
山東日軽丛林汽車零部件有限公司	千人民元 46,000	* 55.0	アルミ材を用いた自動車部品（貨物車、トレーラの関連部品を含む）の製造、販売
日軽（上海）汽车配件有限公司	千人民元 41,000	* 96.3	アルミニウム合金押出材を用いた自動車部品の研究、開発、製造、販売

(注) 1. *印は、間接保有であります。

2. 東海アルミ箔株式会社に対する出資比率については、同社発行の議決権のない優先株式を除いて算出しております。

3. 日軽産業株式会社に対する出資比率は、平成27年8月31日付および平成28年3月15日付で、同社が自己株式を追加取得したことにより、99.1%から99.8%に増加しております。

4. 日軽エムシーアルミ株式会社に対する出資比率は、平成27年11月30日付で、日本軽金属株式会社が株式を追加取得したことにより、55.0%から81.0%に増加しております。

5. 日軽商菱鋁業(昆山)有限公司およびニッケイ・エムシー・アルミニウム(タイランド)・カンパニー・リミテッドは、上記4.に記載のとおり、日本軽金属株式会社が日軽エムシーアルミ株式会社の株式を追加取得したことに伴い出資比率が上昇したため、当連結会計年度より、重要な子会社として追加しております。
6. 株式会社東陽理化学研究所に対する出資比率は、平成28年2月29日付で、日本軽金属株式会社が株式を追加取得したことにより、51.6%から59.1%に増加しております。
7. 東海アルミ箔株式会社に対する出資比率は、平成28年4月1日付で、東洋アルミニウム株式会社が株式を追加取得したことにより、98.7%から100%に増加しております。また、東洋アルミニウム株式会社は同日付で東海アルミ箔株式会社を吸収合併いたしました。
8. 前連結会計年度まで記載しておりました東洋アルミ千葉株式会社は、平成28年3月10日付で920百万円から100百万円に減資し重要性がなくなりましたため、当連結会計年度より、重要な子会社から除外しております。
9. 当連結会計年度末日における連結子会社は75社、持分法適用関連会社は17社であります。

② 当社の特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額合計額	当社の総資産額
日本軽金属株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番20号	43,785百万円	212,118百万円

(10) 当社グループの主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	42,580
三井住友信託銀行株式会社	19,716
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,647
株式会社三井住友銀行	15,582
株式会社日本政策投資銀行	10,655
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,599
シンジケートローン	10,000

(注) シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 545,126,049株（自己株式1,144,843株を含みます。）
 (3) 株主数 52,307名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	49,162	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,559	7.3
第一生命保険株式会社	20,001	3.7
日軽ケイユ一会	15,699	2.9
公益財団法人軽金属奨学会	14,910	2.7
朝日生命保険相互会社	12,750	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	12,681	2.3
株式会社みずほ銀行	11,263	2.1
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	10,306	1.9
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	9,496	1.7

（注）持株比率は、自己株式数（1,144,843株）を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

当社が発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 （平成25年12月9日発行）	
発行決議の日	平成25年11月21日
新株予約権の数	3,000個
目的たる株式の種類および数	普通株式 75,000,000株
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	200円
権利行使期間	平成25年12月23日から平成30年11月26日の銀行営業終了時まで。
転換社債型新株予約権付社債の残高	15,000百万円

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
石山 喬	代表取締役会長	
岡本 一郎	代表取締役社長	日軽金事業グループ板事業担当、日軽金事業グループ化成 品事業担当、CSR・監査統括室担当 日本軽金属株式会社代表取締役社長 東洋アルミニウム株式会社取締役 玉井商船株式会社社外取締役
村上 敏英	取締役	技術・開発統括室長、製品安全・品質保証統括室長、日軽 金事業グループ電極箔事業担当、NPS担当 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員
岡本 泰憲	取締役	企画統括室長、人事・総務・経理統括室長 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 日軽(上海)国際貿易有限公司董事長
清水 幹雄	取締役	日軽金事業グループ日軽金加工開発事業担当 日軽金加工開発ホールディングス株式会社代表取締役社長
今須 聖雄	取締役	東洋アルミニウム事業グループ担当 東洋アルミニウム株式会社代表取締役会長 公益財団法人軽金属奨学会理事長
山本 博	取締役	東洋アルミニウム事業グループ担当 東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長
上野 晃嗣	取締役	日軽金事業グループ日本フルハーフ事業担当 日本フルハーフ株式会社代表取締役社長
昼間 弘康	取締役	日軽金事業グループパネルシステム事業担当 日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長 台湾日軽工程股份有限公司董事長
* 浜村 承三	取締役	日軽金事業グループメタル・産業部品事業担当、日軽金事 業グループ日軽エムシーアルミニウム事業担当 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員 日軽エムシーアルミニウム株式会社代表取締役社長 株式会社アーレスティ社外取締役
小野 正人	取締役	株式会社トータル保険サービス代表取締役社長 ファンック株式会社社外取締役
林 良一	取締役	
朝日 格	常勤監査役	日本軽金属株式会社監査役
松本 伸夫	常勤監査役	日本軽金属株式会社監査役
* 福井 康司	監査役	東洋アルミニウム株式会社常勤監査役
藤田 讓	監査役	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 株式会社安藤・間社外取締役 日本ゼオン株式会社社外監査役 日本通運株式会社社外監査役 古河電気工業株式会社社外監査役
わじき 和食 克雄	監査役	公認会計士
結城 康郎	監査役	弁護士 トピー工業株式会社社外取締役

- (注) 1. *印の取締役および監査役は、平成27年6月24日開催の第3回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 平成27年6月24日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤岡誠は、任期満了により退任いたしました。
3. 平成27年6月24日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、監査役山岸敏夫は、辞任いたしました。
4. 平成27年6月24日開催の取締役会において、代表取締役会長に石山喬、代表取締役社長に岡本一郎が新たに選定され就任いたしました。
5. 取締役のうち小野正人および林良一は、社外取締役であります。
6. 監査役のうち藤田譲、和食克雄および結城康郎は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役松本伸夫は、日本軽金属株式会社の内部統制システム監査の実務責任者を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役和食克雄は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役林良一、監査役藤田譲、同和食克雄および同結城康郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 平成28年4月1日付で、代表取締役社長岡本一郎は日軽金事業グループ板事業担当を退任いたしました。
11. 当社グループは、取締役小野正人が社外取締役を務めるファナック株式会社との間で、製品の販売、設備の購入等の取引がありますが、平成27年度において、同社への売上高は当社連結売上高の1%未満、同社からの購入額も同社売上高の1%未満であります。なお、その他の社外取締役および社外監査役の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13 (2) 名	165 (10) 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	7 (3)	51 (15)
合 計 (うち社外役員)	20 (5)	216 (25)

- (注) 1. 当期末日における取締役の在籍人員は12名であります。上記支給人員には、平成27年6月24日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が含まれており、その支給額は取締役報酬4百万円であります。
2. 当期末日における監査役の在籍人員は6名であります。上記支給人員には、平成27年6月24日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名が含まれており、その支給額は監査役報酬3百万円であります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額金396百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まず）であります。（平成25年6月27日第1回定時株主総会決議）
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額金96百万円以内であります。（平成25年6月27日第1回定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
小野正人	取締役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
林良一	取締役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
藤田譲	監査役	当期において開催された取締役会12回のうち10回に出席し（出席率83.3%）、また、監査役会11回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
和食克雄	監査役	当期において開催された取締役会12回のうち11回に出席し（出席率91.7%）、また、監査役会11回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
結城康郎	監査役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、また、監査役会11回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令および定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人に関する事項

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

(ア) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

61百万円

(イ) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

206百万円

(注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記(ア)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社東陽理化学研究所、ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド、日軽商菱鋁業(昆山)有限公司、ニッケイ・エムシー・アルミニウム(タイランド)・カンパニー・リミテッド、肇慶東洋鋁業有限公司、湖南寧鄉吉唯信金属粉体有限公司、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド、理研軽金属工業株式会社、山東日軽丛林汽車零部件有限公司および日軽(上海)汽車配件有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、海外連結子会社の内部統制の構築に関する支援・助言等の業務を委託し、対価を支払っております。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(3) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分（金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要）

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ③ 処分理由
 - ・ 他社の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- | | |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 当社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 | <p>（基本方針の決議の内容）</p> <p>当社は、企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード（企業行動憲章）を定め、その推進を図る。</p> <p>当社は、企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。</p> <p>当社は、企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。</p> <p>市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。</p> <p>（運用状況の概要）</p> <p>当社および子会社の全ての取締役、執行役員および従業員に対して、グループの経営方針等を掲載したハンドブックを配付しております。</p> <p>平成28年3月にカルテル・談合防止に関するグループ規則の改定を行い、入札談合防止の徹底を図りました。</p> <p>当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進計画の決定およびその進捗状況のモニタリングを行っております。</p> |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

当社は、当社および子会社の取締役、執行役員および従業員が利用可能な内部通報制度を設置・運営しております。

反社会的勢力および団体に対しては、当社人事・総務・経理統括室総務担当が対応総括部署となり、子会社とともに各地域の警察を含む外部専門機関や弁護士とも連携する体制を構築しております。

(2) 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(基本方針の決議の内容)

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体(文書および電磁的記録)を当社が定めるグループ規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

(運用状況の概要)

当社および子会社の各社は、取締役会等の議事録、りん議書その他の取締役の業務執行に関する保存媒体(文書および電磁的記録)について、法令およびグループ規則に基づき、適切に保存・管理しております。

(3) 当社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(基本方針の決議の内容)

当社は、企業集団における様々なリスク(損失の危険)に対して、管理体制、管理手法等を定めたグループ規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が規則等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

(運用状況の概要)

リスクの管理体制、管理手法等を定めたグループ規則に基づいて、グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

特に重要なリスク案件については、取締役会で決議・報告するとともに、取締役会付議に至らない案件であっても、重要性の高いものはグループ経営会議において慎重に審議しております。

(4) 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(基本方針の決議の内容)

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

1) グループ経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社の代表取締役社長、取締役等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。

2) 中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、

それに基づく業績管理を行う。

3) 内部監査体制

当社の内部監査を所管するCSR・監査統括室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。

(運用状況の概要)

当期は、グループ経営会議を30回開催し、重要な案件について、十分な審議を経た後、決定しております。

当社は、グループ全体の中期経営計画（平成25年度から平成27年度まで）および年度予算計画を策定しております。また、グループ経営会議メンバー等による毎月の業績検討会等を通じて業績のモニタリングを行っております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、グループの内部監査を、監査計画に基づき、また重要事項については随時、業務監査および会計監査を実施しております。

(5) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(基本方針の決議の内容)

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、(1)から(4)に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

- 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制としては、当社が定めるグループ規則等において、子会社の業績、財務情報その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。
- 2) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、当社が定める子会社管理に関するグループ規則に基づき、適切な経営管理を行う。
- 3) 当社の取締役、監査役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

(運用状況の概要)

当社は、子会社の決裁権限等を定めたグループ規則に基づき、子会社から報告を受け、また必要な手続きによる承認を行っております。

当社は、子会社育成の観点から、リスク管理体制の強化を始めとした指導を子会社に対して行うとともに、進捗状況に応じて主管部門が必要な改善指導を行っております。

当期末において、当社の取締役1名、監査役3名、執行役員1名および従業員8名が子会社の監査役に就任し、監査を行っております。

(6) 当社および子会社から成る企業集団の財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

(基本方針の決議の内容)

企業集団における財務報告の信頼性および適正性を確保し、かつ金融商品取引法が定める内部統制評価制度への適切な対応を実施するため、内部統制システムを構築する。また、このシステムが有効かつ適正に機能していることを継続的に評価し、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

(運用状況の概要)

当社および子会社は、内部統制推進責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システム整備を推進しております。整備状況については、半期に1回グループ経営会議および取締役会へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、内部統制の運用状況を評価しており、評価結果は、会計監査人による監査および取締役会による承認、監査役監査を経て、内部統制報告書として開示しております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(基本方針の決議の内容)

当社監査役職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さず監査役の指揮命令に服す専任の従業員を置く。また、CSR・監査統括室等に所属する従業員も監査役職務を補助する。

監査役業務室の従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

(運用状況の概要)

当社は監査役業務室を設置し、専任の従業員1名を配置しております。また、当社CSR・監査統括室等に所属する従業員も監査役の要請に応じて職務を補助しております。

(8) 次のア、およびイ、に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
ア. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
イ. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(基本方針の決議の内容)

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

- 1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項
- 2) 毎月の経営状況として重要な事項
- 3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項
- 4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実
- 5) 子会社に関し、1) から4) に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

(運用状況の概要)

ア. 当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議のメンバーとなっているほか、代表取締役社長、社内取締役および執行役員等に対して定期的にヒアリングを行っております。

イ. 当社は、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役、監査役から受けた報告を当社監査役へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、当社から派遣した子会社監査役による業務監査報告を集約し、その内容を当社常勤監査役へ報告しております。

<p>(9) (8) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>(基本方針の決議の内容) 当社が設置、運用する内部通報制度（ホットライン）において、当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたことによる不利益取扱いを禁止する。</p>
	<p>(運用状況の概要) 内部通報制度について定めたグループ規則において、通報者に対する不利益取扱いを禁止している旨を周知しております。当期において、これに違反する事例は認められませんでした。</p>
<p>(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>(基本方針の決議の内容) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を速やかに支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。ただし、支弁する費用等の総額は当該予算に限定されないこととする。</p>
	<p>(運用状況の概要) 当期において、監査役の監査計画に基づく監査を実施するにあたって費用が不足する事態は生じませんでした。</p>
<p>(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>(基本方針の決議の内容) 当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。</p>
	<p>(運用状況の概要) 当期における監査役と代表取締役との定期会合は、2回実施されました。 当期における監査役と会計監査人との定期的な意見交換は、9回実施されました。 取締役、執行役員等は、定期的に常勤監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。</p>

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ（特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。）による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という経営理念のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、アルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品から、箔・粉末製品、輸送関連製品などの各種加工製品に至るまで、広範な領域において事業展開しております。

当社グループでは、事業持株会社であった日本軽金属株式会社を中核として、経営基盤の強化に向けた数々の施策を実行してまいりましたが、一部事業の分社化や子会社・関連会社の海

外事業が大きく成長した結果、日本軽金属株式会社の子会社・関連会社群がグループ全体の事業規模に占める比重が大きくなり、グループ全体として持続的に発展し、企業価値の向上を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた連結経営体制への変革が必要と判断し、平成24年10月1日付で日本軽金属株式会社単独による株式移転により、純粋持株会社としてグループ全体を統括する当社が設立されました。

そして、平成25年4月には平成25年度から平成27年度までの3ヵ年の新たな中期経営計画がスタートいたしました。この新たな中期経営計画では、持株会社体制への移行によるグループ連携強化によって、連結収益の最大化を図るべく、以下の基本方針を掲げております。

① 地域別×分野別戦略による事業展開

日本、中国、東南アジア等における市場分野が多様多様な動きを見せていることを踏まえ、特定の市場分野にのみ経営資源を集中するのではなく、地域（国内・海外）と市場分野の組み合わせ（マトリクス）により、経営資源を投入すべきフィールドを選別し、地域ごと・市場分野ごとの収益最大化を図ってまいります。

② 新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出

現代は一般的な汎用品の量的拡大が望める時代ではなく、付加価値を高めた新商品・新ビジネスを絶え間なく生み出していくことが求められます。

当社グループとしては、顧客の視点に立ったグループ内連携による開発活動をさらに深化・幅広化させ、成長ドライバー（原動力）を創出してまいります。

③ 企業体質強化

ソーラー、アルミナ、板など収益回復が喫緊の課題となっている事業については、生産体制の再構築、高付加価値製品の開発、海外グループ会社との連携強化などにより、収益の早期回復を図ってまいります。加えて、海外マネジメント層、次世代の経営層などグループ人材の育成・有効活用を図ることなどにより、企業体質の強化に結びつけてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに積極的かつ効率的に取り組み、今後もグループ一丸となって、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存であります。

なお、当期における具体的な取組み内容につきましては、1.（1）「当社グループの事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社では、上記（1）に述べた基本方針に照らして、不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成25年5月15日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）への更新につき株主の皆さまにご承認をお願いすることを決議し、平成

25年6月27日開催の第1回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。また、当社は本プランへの更新に伴い、特別委員会を設置し、特別委員会の委員として、和食孝雄、結城康郎および林良一の3氏が選任され、就任しております。

本プランの概要は以下のとおりであります。本プランの詳細につきましては、平成25年5月15日付の当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.nikkeikinholdings.co.jp>)

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（当社株券等の所有者およびその共同所有者、または買付等を行う者およびその特別関係者）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

② 特別委員会の設置

本プランにおいて当社が設定した大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）が遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

③ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に大規模買付ルールに従う旨の誓約など、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、

意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項（以下「評価必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「評価必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従った評価必要情報の提出を求めます。大規模買付行為は、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間経過後のみに開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動

等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

⑤ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成28年6月30日までに開催される当社第4回定時株主総会の終結の時までとします。なお、本プランの有効期限が到来することから、本プランの更新について検討した結果、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展等を踏まえ、平成28年5月13日開催の取締役会において、第4回定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、本プランの一部を変更し更新することを決定いたしました。

（4）本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランは、株主の皆さまのご承認を得て発効したものであり、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款において、その任期は1年と定められております。したがって、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

④ デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	247,363	流 動 負 債	186,881
現金及び預金	36,875	支払手形及び買掛金	67,943
受取手形及び売掛金	135,357	短期借入金	86,063
商品及び製品	25,270	未払法人税等	3,684
仕掛品	16,459	その他	29,191
原材料及び貯蔵品	18,294	固 定 負 債	120,894
繰延税金資産	5,396	社 債	18,876
その他	10,742	長期借入金	77,268
貸倒引当金	△1,030	退職給付に係る負債	20,364
		その他	4,386
固 定 資 産	204,831	負 債 合 計	307,775
有 形 固 定 資 産	152,183	(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	44,142	株 主 資 本	124,884
機械装置及び運搬具	42,802	資 本 金	39,085
工具、器具及び備品	3,829	資 本 剰 余 金	11,460
土 地	54,910	利 益 剰 余 金	74,452
建設仮勘定	6,500	自 己 株 式	△113
無 形 固 定 資 産	3,328	その他の包括利益累計額	5,300
投資その他の資産	49,320	その他有価証券評価差額金	2,892
投資有価証券	35,993	繰延ヘッジ損益	△105
繰延税金資産	8,105	土地再評価差額金	145
その他	5,781	為替換算調整勘定	3,871
貸倒引当金	△559	退職給付に係る調整累計額	△1,503
資 産 合 計	452,194	非 支 配 株 主 持 分	14,235
		純 資 産 合 計	144,419
		負 債 純 資 産 合 計	452,194

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		464,405
売 上 原 価		375,168
売 上 総 利 益		89,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		62,416
営 業 利 益		26,821
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	513	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,008	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	2,522	4,043
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,139	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	4,199	6,338
経 常 利 益		24,526
特 別 損 失		
減 損 損 失	678	
固 定 資 産 撤 去 費	332	1,010
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		23,516
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,835	
法 人 税 等 調 整 額	1,180	7,015
当 期 純 利 益		16,501
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		968
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		15,533

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	39,085	11,179	61,639	△112	111,791
当期変動額					
剰余金の配当			△2,720		△2,720
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,533		15,533
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		281			281
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	281	12,813	△1	13,093
当期末残高	39,085	11,460	74,452	△113	124,884

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	3,493	△25	145	6,198	△180	9,631	15,963	137,385
当期変動額								
剰余金の配当								△2,720
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,533
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△1,452	△1,171
自己株式の取得								△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△601	△80	-	△2,327	△1,323	△4,331	△276	△4,607
当期変動額合計	△601	△80	-	△2,327	△1,323	△4,331	△1,728	7,034
当期末残高	2,892	△105	145	3,871	△1,503	5,300	14,235	144,419

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,363	流動負債	55,296
現金及び預金	9,515	短期借入金	49,761
短期貸付金	49,264	未払金	2,662
未収入金	3,572	未払費用	401
その他	10	その他	2,470
固定資産	149,755	固定負債	79,578
無形固定資産	11	社債	18,200
投資その他の資産	149,743	長期借入金	61,378
関係会社株式	94,880	負債合計	134,875
長期貸付金	54,800	(純資産の部)	
繰延税金資産	62	株主資本	77,242
資産合計	212,118	資本金	39,085
		資本剰余金	32,148
		資本準備金	23,502
		その他資本剰余金	8,646
		利益剰余金	6,104
		その他利益剰余金	6,104
		繰越利益剰余金	6,104
		自己株式	△94
		純資産合計	77,242
		負債純資産合計	212,118

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	3,893	5,125
経 営 管 理 料	1,232	
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,302	1,302
営 業 利 益		3,822
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,220	1,276
そ の 他 の 営 業 外 収 益	56	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,237	1,655
そ の 他 の 営 業 外 費 用	417	
経 常 利 益		3,444
税 引 前 当 期 純 利 益		3,444
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△110	△175
法 人 税 等 調 整 額	△65	
当 期 純 利 益		3,619

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	39,085	23,502	8,646	32,148
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				－
当 期 純 利 益				－
自 己 株 式 の 取 得				－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	39,085	23,502	8,646	32,148

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	5,204	5,204	△92	76,344	76,344
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△2,719	△2,719		△2,719	△2,719
当 期 純 利 益	3,619	3,619		3,619	3,619
自 己 株 式 の 取 得		－	△1	△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	899	899	△1	898	898
当 期 末 残 高	6,104	6,104	△94	77,242	77,242

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

日本軽金属ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定期限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

指定期限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

指定期限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本軽金属ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本軽金属ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

日本軽金属ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本軽金属ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、平成28年2月に当社子会社日本軽金属株式会社が公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。監査役会といたしましては、当社グループの再発防止に向けたコンプライアンス強化の取り組み状況について引き続き監視してまいります。

平成28年5月12日

日本軽金属ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤)	朝	日	格	㊟
監査役(常勤)	松	本	伸	夫
監査役	福	井	康	司
監査役	藤	田	讓	㊟
監査役	和	食	克	雄
監査役	結	城	康	郎

(注) 監査役藤田讓、監査役和食克雄、監査役結城康郎は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、中長期的な視点から連結業績等を総合的に勘案し、株主の皆さまへの配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり当社普通株式1株につき金6円とさせていただきたいと存じます。

なお、これは前期の剰余金の配当（1株につき金5円）と比較して1円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額3,263,887,236円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日

第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、当社経営の健全性・透明性を高めコーポレートガバナンスの強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">再任</div> いし やま たかし 石 山 喬 (昭和19年3月9日生)	昭和42年4月 日本軽金属株式会社入社 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社執行役員 平成13年4月 同社常務執行役員 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社専務執行役員 平成18年6月 同社副社長執行役員 平成19年6月 同社代表取締役社長 平成24年10月 当社代表取締役社長 平成25年6月 日本軽金属株式会社取締役 平成27年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	306,083株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
【取締役候補者とした理由】 石山喬氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループにおける収益重視の経営の浸透に貢献するだけでなく、国内外のアルミニウム業界での積極的な交流にも尽力しております。また、取締役会では議長として常に運営方法の改善に努めるなど、適切な運営をしております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。				

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おかもと いちろう 岡本 一郎 (昭和31年6月12日生)</p>	<p>昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 平成21年6月 同社取締役、常務執行役員 平成24年6月 同社専務執行役員 平成24年10月 当社取締役、技術・開発統括室長、製品安全・品質保証統括室長 平成25年1月 当社日軽金事業グループ板事業管掌 平成25年6月 日本軽金属株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成25年6月 当社日軽金事業グループ板事業担当 平成26年6月 当社日軽金事業グループ化成品事業担当 現在に至る 平成27年6月 当社代表取締役社長、CSR・監査統括室担当 現在に至る (日本軽金属株式会社代表取締役社長) (東洋アルミニウム株式会社取締役) (玉井商船株式会社社外取締役)</p>	121,014株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡本一郎氏は、長年にわたり技術・開発部門の責任者として新商品開発等にも貢献するとともに、近年は基幹部門である板・化成品事業も担当するなど幅広い経験・知見を積み重ね、昨年6月に当社代表取締役社長に就任しております。就任後は、経営方針を明確に打ち出すなど、当社の最高経営責任者として相応しい能力を発揮しており、こうしたことから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	<p>再任</p> <p>むら しみ とし ひで 村上 敏 英 (昭和31年9月16日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成19年6月 同社執行役員</p> <p>平成23年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社取締役、NPS担当 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社技術・開発統括室長、日 軽金事業グループ電極箔事 業担当 現在に至る</p> <p>平成26年6月 日本軽金属株式会社専務執 行役員 現在に至る</p> <p>平成26年10月 当社製品安全・品質保証統括 室長 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役専務執行役員)</p>	76,837株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】12回/12回(100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>村上敏英氏は、技術・製造部門において豊富な経験を有しており、商品開発、品質保証、安全・衛生などの分野においてグループ会社に対して指導力を発揮しております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	<p>再任</p> <p>おかもと やす のり 岡本 泰 憲 (昭和32年4月7日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成20年6月 同社執行役員</p> <p>平成24年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年10月 当社企画統括室長 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社執行役員</p> <p>平成25年6月 当社取締役、人事・総務・経 理統括室長、日本軽金属株式 会社取締役 現在に至る</p> <p>平成26年6月 日本軽金属株式会社専務執 行役員 現在に至る (日本軽金属株式会社取締役専務執行役員) (日軽(上海)国際貿易有限公司董事長)</p>	65,829株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】12回/12回(100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡本泰憲氏は、財務、企画、人事、購買など幅広い分野において豊富な経験を有し、現在は管理部門を統括しております。当社グループの中期経営計画の策定、進捗管理にも指導力を発揮しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				
5	<p>再任</p> <p>しみず みず みき お 清水 幹 雄 (昭和27年2月16日生)</p>	<p>昭和50年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成14年4月 日軽新潟株式会社代表取締 役社長</p> <p>平成14年9月 日軽金アクト株式会社取締役</p> <p>平成20年6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成25年6月 当社取締役、日軽金事業グル ープ日軽金加工開発事業担 当、日軽金加工開発ホールデ ィングス株式会社代表取締 役社長 現在に至る (日軽金加工開発ホールディングス株式会社代表取締役社長)</p>	38,545株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】12回/12回(100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>清水幹雄氏は、長年にわたり押出製品事業の責任者として豊富な経験を有し、同事業の発展に大きく貢献しております。現在は、押出製品部門のグループ会社を統括する日軽金加工開発ホールディングス株式会社の代表取締役社長の任にあります。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	<p>再任</p> <p>いますまさお 今須聖雄 (昭和17年11月3日生)</p>	<p>昭和40年4月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月日本軽金属株式会社と合併) 入社</p> <p>平成8年3月 同社取締役</p> <p>平成11年5月 株式会社東洋アルミニウム販売(現東洋アルミニウム株式会社) 取締役</p> <p>平成12年6月 同社常務取締役</p> <p>平成14年6月 同社専務取締役</p> <p>平成15年6月 同社代表取締役社長、日本軽金属株式会社取締役</p> <p>平成23年6月 東洋アルミニウム株式会社代表取締役会長 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社東洋アルミ事業グループ担当 現在に至る (東洋アルミニウム株式会社代表取締役会長) (公益財団法人軽金属奨学会理事長)</p>	18,000株	なし
<p>【平成27年度取締役会への出席状況】 11回/12回 (91.7%)</p>				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>今須聖雄氏は、長年にわたり東洋アルミニウム株式会社の代表取締役社長・会長を務め、同社の発展に指導的な役割を果たすとともに、当社取締役として、当社グループ全体の経営にも有益な提言を行っております。また、軽金属に関する学術の研究および教育を助成する公益財団法人軽金属奨学会の理事長として軽金属工学の発展にも寄与しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
7	<p>再任</p> <p>やまもと ひろし 山本 博 (昭和25年5月16日生)</p>	<p>昭和48年4月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月日本軽金属 株式会社と合併) 入社</p> <p>平成17年6月 東洋アルミニウム株式会社 取締役</p> <p>平成20年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成22年6月 同社専務執行役員</p> <p>平成23年6月 同社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成23年6月 日本軽金属株式会社取締役</p> <p>平成24年10月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社東洋アルミ事業グルー プ担当 現在に至る (東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長)</p>	18,472株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本博氏は、平成23年から東洋アルミニウム株式会社の代表取締役社長として、新製品開発や事業再構築などに手腕を発揮し、同社の発展に大きな貢献をしております。また、当社取締役として有益な提言を行うなど、当社グループ全体の経営にも寄与しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	<p>再任</p> <p>うえの くの じ 嗣 上野 晃 嗣 (昭和27年10月17日生)</p>	昭和50年4月 日本軽金属株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成19年6月 同社常務執行役員 平成23年6月 日本フルハーフ株式会社代表取締役社長 現在に至る	197,903株	(注)1.参照
		平成23年6月 日本軽金属株式会社取締役 平成24年10月 当社取締役 現在に至る		
		平成25年6月 当社日軽金事業グループ日本フルハーフ事業担当 現在に至る (日本フルハーフ株式会社代表取締役社長)		
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>上野晃嗣氏は、営業、企画、海外事業など幅広い分野において豊富な経験を有し、現在は日本フルハーフ株式会社の代表取締役社長として、同社の経営改革、海外進出などにおいて指導力を発揮しております。このような幅広い経験や知見は、当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				
9	<p>再任</p> <p>ひろ ま ひろ やす 屋間 弘 康 (昭和30年5月27日生)</p>	昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社 平成17年1月 ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド社長 平成19年10月 日本軽金属株式会社執行役員 平成23年6月 同社常務執行役員 平成24年1月 日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長 現在に至る	73,920株	なし
		平成26年6月 当社取締役、日軽金事業グループパネルシステム事業担当 現在に至る (日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長) (台湾日軽工程股份有限公司董事長)		
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>屋間弘康氏は、経理、人事、海外調達、海外子会社の経営など幅広い分野において豊富な経験を有し、現在は日軽パネルシステム株式会社の代表取締役社長として、同社の経営改革を推し進め、同社の業績向上に多大な貢献をしております。このような幅広い経験や知見は、当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
10	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ほま むら しゅう ぞう 浜 村 承 三 (昭和29年8月4日生)</p>	<p>昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成20年9月 ニッケイ・エムシー・アルミニウム(タイランド)・カンパニー・リミテッド社長</p> <p>平成22年4月 日軽エムシーアルミ株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成27年4月 当社日軽金事業グループメタル・産業部品事業担当、日本軽金属株式会社取締役、常務執行役員 現在に至る</p> <p>平成27年4月 当社執行役員</p> <p>平成27年6月 当社取締役、日軽金事業グループ日軽エムシーアルミ事業担当 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役常務執行役員) (日軽エムシーアルミ株式会社代表取締役社長) (株式会社アーレスティ社外取締役)</p>	11,982株	(注)2.参照
<p>【平成27年度取締役会への出席状況】 10回/10回(100%)</p> <p>(注) 浜村承三氏は、平成27年6月24日開催の第3回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、上記の取締役会への出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。</p>				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>浜村承三氏は、長年にわたりアルミニウム地金・合金事業の責任者として経験を有し、海外事業の経験も豊富であります。特に日軽エムシーアルミ株式会社の海外進出に大きく貢献しております。現在は、日軽エムシーアルミ株式会社代表取締役社長に加えて日軽金事業グループメタル・産業部品事業も統括しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
11	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 </p> <p style="text-align: center;"> おのまさと 小野正人 (昭和25年11月4日生) </p>	<p>昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行入行</p> <p>平成19年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員</p> <p>平成19年6月 同社取締役副社長</p> <p>平成20年6月 日本ハーデス株式会社執行役員副社長</p> <p>平成21年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成23年6月 同社代表取締役副会長</p> <p>平成24年4月 同社取締役</p> <p>平成24年6月 株式会社トータル保険サービス代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成24年6月 日本軽金属株式会社社外取締役</p> <p>平成24年10月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(株式会社トータル保険サービス代表取締役社長) (ファナック株式会社社外取締役)</p>	4,568株	なし
<p>【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)</p>				
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>小野正人氏は、長年にわたる金融機関の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、現在は他社の社外取締役も務めております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
12	<p>再任 社外 独立</p> <p>はやし 林 りょう 一 (昭和26年6月6日生)</p>	<p>昭和49年 4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成14年 4月 同社海外石油事業ユニット マネージャー、石油海外事業 企画室長、ペトロダイヤモン ドジャパン株式会社取締役</p> <p>平成19年 4月 三菱商事株式会社理事、炭 素・LPG事業本部長</p> <p>平成24年 3月 エムエムピー株式会社代表 取締役社長</p> <p>平成24年 7月 三菱商事株式会社エネルギー 事業グループ顧問</p> <p>平成25年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p>	14,568株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
【社外取締役候補者とした理由】				
<p>林良一氏は、長年にわたる商社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、他社の取締役も務めたことから、幅広い識見に基づく適切な助言を行っております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。</p>				
13	<p>新任 社外 独立</p> <p>いとう 晴 夫 (昭和18年11月9日生)</p>	<p>昭和43年 4月 富士電機製造株式会社 (現富 士電機株式会社) 入社</p> <p>平成10年 6月 同社取締役</p> <p>平成15年10月 富士電機システムズ株式会 社 (現富士電機株式会社) 代 表取締役社長</p> <p>平成18年 6月 富士電機ホールディングス 株式会社 (現富士電機株式会 社) 代表取締役社長</p> <p>平成22年 4月 同社取締役相談役</p> <p>平成22年 6月 同社相談役 現在に至る</p> <p>(富士電機株式会社相談役) (日本ゼオン株式会社社外取締役)</p>	0株	なし
【社外取締役候補者とした理由】				
<p>伊藤晴夫氏は、長年にわたり製造業会社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、当社と同様の純粋持株会社形態の会社の経営者としての経験・知見も有しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。</p>				

- (注) 1. 当社は、日本フルーフ株式会社から経営に関する管理業務を受託しており、同社は、当社に対し経営管理料を支払っております。
2. 当社は、日軽エムシーアルミ株式会社から経営に関する管理業務を受託しており、同社は、当社に対し経営管理料を支払っております。
3. 社外取締役候補者小野正人氏は、平成24年6月から同年9月まで、日本軽金属株式会社の非業務執行取締役でありました。
4. 社外取締役候補者林良一氏は、平成24年3月から同年6月まで、日本電極株式会社の非業務執行取締役でありました。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 小野正人氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9ヵ月となります。
- (2) 林良一氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 伊藤晴夫氏は、新任の社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不当な業務の執行が行われた事実等につきましては、以下のとおりであります。
- 社外取締役候補者小野正人氏は、平成24年6月から同年9月まで、日本軽金属株式会社の社外取締役を務めておりましたが、同社は、平成23年3月から平成26年4月に至るまで、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
- 同氏は、当該命令の対象行為に係る調査を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しておりました。
- 当該事実判明時において同氏は同社社外取締役に退任しておりましたが、同社親会社である当社の社外取締役として、当該事実および対応方針についての同社取締役会における報告・審議の状況を確認するとともに、当該事実の究明を求め、また、独占禁止法を含む法令遵守態勢の効果的な構築・運用方法等の再発防止策について提言を行うなど、その職務を適切に遂行しております。
7. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 社外取締役候補者小野正人および林良一の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者伊藤晴夫氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社グループは、社外取締役候補者小野正人氏が社外取締役を務めるファナック株式会社との間で、製品の販売、設備の購入等の取引がありますが、平成27年度において、同社への売上高は当社連結売上高の1%未満、同社からの購入額も同社売上高の1%未満であります。なお、その他の社外取締役候補者の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。
9. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、平成28年3月31日現在のものであります。この株式の数には、当社の役員持株会における本人の持分を含めております。

第3号議案 監査役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役朝日格、松本伸夫、藤田譲、和食克雄および結城康郎の各氏が任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>再任</p> <p>まつもと のぶ お 松本伸夫 (昭和32年4月4日生)</p>	昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社 平成21年4月 同社監査室長 平成24年6月 同社常勤監査役 平成24年10月 当社常勤監査役、日本軽金属株式会社監査役 現在に至る (日本軽金属株式会社監査役)	27,924株	なし
		【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%) 【平成27年度監査役会への出席状況】 11回/11回 (100%)		
		<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>松本伸夫氏は、日本軽金属株式会社において長年にわたり管理部門に勤務するとともに、内部統制システム監査の実務責任者も経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、また、日本軽金属株式会社および当社の監査役としての経験も積んできております。このようなことから、客観的に適切な監査を行うことができると判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>新任</p> <p>つちだ たか ゆき 土田孝之 (昭和29年3月8日生)</p>	昭和63年2月 日本軽金属株式会社入社 平成20年10月 同社技術・開発グループ管理部長 平成23年4月 同社技術・開発グループグループ技術センター解析・設計グループマネージャー 平成23年6月 同社執行役員、技術・開発グループグループ技術センター長 現在に至る 平成24年10月 当社執行役員、技術・開発統括室研究・開発担当 現在に至る (日本軽金属株式会社執行役員)	36,876株	なし
		<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>土田孝之氏は、日本軽金属株式会社および当社において、技術・開発部門の要職を歴任するなど、当社グループにおける技術全般について幅広い知見を有しております。このようなことから、客観的に適切な監査を行うことができると判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数	当社との 特別利害関係
3	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> <small>ふじ</small> <small>た</small> <small>ゆずる</small> <small>藤</small> <small>田</small> <small>譲</small> (昭和16年11月24日生) </p>	<p>昭和39年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成4年7月 同社取締役 平成8年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 日本軽金属株式会社社外監査役 平成20年7月 朝日生命保険相互会社代表取締役会長 平成21年7月 同社最高顧問 現在に至る 平成24年10月 当社社外監査役 現在に至る (朝日生命保険相互会社最高顧問) (公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長) (株式会社安藤・間社外取締役) (日本ゼオン株式会社社外監査役) (日本通運株式会社社外監査役) (古河電気工業株式会社社外監査役)</p>	6,852株	なし
<p>【平成27年度取締役会への出席状況】 10回/12回 (83.3%) 【平成27年度監査役会への出席状況】 11回/11回 (100%)</p>				
<p>【社外監査役候補者とした理由】 藤田譲氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、当社以外の様々な業種の会社の社外役員を務めるなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>再任</p> <p>ゆうき やすお</p> <p>結城康郎 (昭和23年9月7日生)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>社外</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>独立</p> </div> </div>	昭和48年4月 東京弁護士会弁護士登録 現在に至る 平成6年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 最高裁判所司法研修所刑事 弁護士 平成12年1月 司法試験考查委員 平成15年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成16年4月 専修大学法科大学院客員教授 平成20年6月 日本軽金属株式会社社外監 査役 平成24年10月 当社社外監査役 現在に至る (弁護士) (トピー工業株式会社社外取締役)	0株	なし
【平成27年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%) 【平成27年度監査役会への出席状況】 11回/11回 (100%) 【社外監査役候補者とした理由】 結城康郎氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の弁護士であり、弁護士としての専門的な経験・知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。				
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>新任</p> <p>やすい こうじ</p> <p>安井洸治 (昭和20年1月28日生)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>社外</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>独立</p> </div> </div>	昭和46年3月 プライスウォーターハウス 会計事務所入所 昭和48年3月 監査法人中央会計事務所入所 昭和52年6月 税理士登録 現在に至る 昭和52年9月 公認会計士登録 現在に至る (公認会計士) (税理士)	1,000株	なし
【社外監査役候補者とした理由】 安井洸治氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の公認会計士、税理士であり、公認会計士、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、専門的な経験も有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。				

(注) 1. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由につきましては、以下のとおりであります。
 (1) 結城康郎氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通されており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

- (2) 安井洸治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として企業会計等に精通されており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 藤田譲氏は、平成18年6月から平成24年9月まで、日本軽金属株式会社の社外監査役でありました。
 - 結城康郎氏は、平成20年6月から平成24年9月まで、日本軽金属株式会社の社外監査役でありました。
 - 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
 - 藤田譲氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9ヵ月となります。
 - 結城康郎氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9ヵ月となります。
 - 安井洸治氏は、新任の社外監査役候補者であります。
 - 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不正な業務の執行が行われた事実等につきましては、以下のとおりであります。

社外監査役候補者藤田譲氏は平成18年6月から平成24年9月まで、同結城康郎氏は平成20年6月から平成24年9月まで、日本軽金属株式会社の社外監査役を務めておりましたが、同社は、平成23年3月から平成26年4月に至るまで、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

両氏は、当該命令の対象行為に係る調査を受けるまで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しておりました。

当該事実判明時において両氏は同社社外監査役を退任しておりましたが、同社親会社である当社の社外監査役として、当該事実および対応方針についての同社取締役会における報告・審議の状況を確認するとともに、当該事実の究明を求め、また、独占禁止法を含む法令遵守態勢の効果的な構築・運用方法等の再発防止策について提言を行うなど、その職務を適切に遂行しております。

また、社外監査役候補者藤田譲氏は、平成16年6月に古河電気工業株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係るカルテルに関し、平成23年9月に米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続きにおいて罰金の支払いが確定しました。日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が平成24年1月に出され、同社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されたほか、平成25年4月には、カナダ当局より罰金を課す決定を受け、平成25年7月には、欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。また、同社は、平成25年12月には東京電力株式会社が発注する架空送電工事について、平成26年1月には関西電力株式会社が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は、平成26年4月には、電力ケーブル事業に関し競争法違反行為があったとして、欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。なお、本決定に対して、同社は制裁金の取消しまたは減額を求め欧州普通裁判所へ提訴しています。また、同社は、平成26年8月には、上記の自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係るカルテルに関し、中国で同国独占禁止法違反により制裁金を課す決定を受けました。

同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。これらの事実の発生後、当該事実および対応方針が報告、審議された取締役会等において、事実の解明やコンプライアンス意識の徹底を求め、また企業集団全体での体制について提言を行いました。
 - 社外監査役候補者との責任限定契約について

社外監査役候補者藤田譲および結城康郎の各氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のうちいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者安井洸治氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 社外監査役候補者の兼職先(他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務)と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。
 - 監査役候補者の所有する当社の株式の数は、平成28年3月31日現在のものであります。この株式の数には、当社の役員持株会における本人の持分を含めております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって補欠監査役早野利人氏の選任決議の有効期間は満了となりますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりこれを取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
<p>再任 社外 独立</p> <p>早野利人 (昭和21年12月3日生)</p>	<p>昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>平成8年5月 同社常務取締役</p> <p>平成8年6月 国際証券株式会社(現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社)常務取締役</p> <p>平成10年6月 同社代表取締役専務</p> <p>平成13年6月 国際キャピタル株式会社(現AGキャピタル株式会社)代表取締役社長</p> <p>平成23年4月 中部大学経営情報学部教授 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社補欠監査役 現在に至る (中部大学経営情報学部教授) (田淵電機株式会社社外取締役)</p>	0株	なし

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

早野利人氏は、長年にわたり証券会社および投資会社の経営に携わり、現在は大学教授として活躍するなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、法令に定める社外監査役の員数を欠き、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

(注) 1. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

法令に定める社外監査役の員数を欠き、補欠の社外監査役候補者早野利人氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

2. 補欠の社外監査役候補者の兼職先(他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務)と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、当初平成24年10月1日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成25年6月27日開催の当社第1回定時株主総会の決議により更新しておりますが（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プラン更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部変更したうえで更新（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）することにつき、本株主総会に付議することを決議し、ここに株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。

本株主総会における株主の皆さまのご承認が得られた場合、本プランはご承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第7回定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた評価必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ② 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③ 当社取締役会が対抗措置の発動または不発動等に関する判断をするに際し、特別委員会への諮問を必ず行う旨を明確化いたしました。
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付行為が後記Ⅲ. 5.(2)の①から⑤のいずれか（いわゆる東京高裁4類型または強圧的二段階買収）に該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、発動の決議について株主意思確認総会を必ず開催する旨を明確化いたしました。
- ⑤ その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ（特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。）による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という日軽金グループの使命（経営理念）のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、アルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品から、箔・粉末製品、輸送関連製品などの各種加工製品に至るまで、広範な領域において事業展開しております。

当社グループでは、グループ全体として持続的に発展し、企業価値の向上を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた連結経営体制への変革が必要と判断し、平成24年10月1日付で純粋持株会社としてグループ全体を統括する当社を設立するとともに、平成25年4月を起点とする3カ年の中期経営計画（以下「現中計」といいます。）では、その基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」「新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出」「企業体質強化」に基づき連結収益の最大化に向けた数々の施策を実行し、その結果、当初設定した現中計の経営目標を概ね達成いたしました。

そして、本年4月には本年度から平成30年度までの3カ年の新たな中期経営計画がスタートいたしました。この新たな中期経営計画では、現中計で定めていた目標値を達成する原動力となったアルミニウム素材に関する深い洞察力、経験に裏打ちされた加工開発、サービス力等を当社グループの最大の強みと認識し、さらにチーム日軽金として、こうした強みを一段と強化することにより、他社の追従を許さない「異次元の素材メーカー」としての地位を確固たるものにすべく、以下の基本方針を掲げております。

① グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出

当社グループは、アルミニウムに関する広範な事業領域を有しており、グループ連携による横断的・複眼的視点でお客様のニーズを汲み上げ、付加価値を生むための知恵を結集させることによって、ものづくりだけに止まらず、設計、施工、サービス、メンテナンスからビジネスコンセプトに至るまでの総合力で競争優位性を持った新商品・新ビジネスを創り上げ、グループの成長を目指してまいります。

当社グループは、グループ連携の強みを徹底的に探究することで、複合的で差別性のある利益率の高い新商品・新ビジネスモデルを創出し、専門化・大規模化の潮流とは一線を画し

た、付加価値の高度化によって、比類なき価値創造力・競争力を有する企業集団としての姿をさらに追求してまいります。

② 地域別×分野別戦略による事業展開

経営資源を投入する分野を地域と市場分野の組合せから選別し、投資の収益性を最大化させることに加え、海外展開では、これまでの中国・東南アジアを中心とした事業展開から、その他アジア地域・北米地域まで視野に入れた展開を積極的に推進し、真にグローバル企業と呼ばれるに値する企業体への変革を図ります。

また、地域と市場分野の多種多様な組合せに機動的・効率的に対応できるよう、グループ各社・各部門の垣根を取り払い、ビジネスに即して自由自在に集合・離散できる柔軟で俊敏な組織設計を行い、これを運用してまいります。

③ 企業体質強化（事業基盤強化）

上記基本方針の実現に不可欠な「グループ連携の視点でビジネス創生できる人財」を育むための教育制度を拡充するとともに、国内・海外、グループ会社・各部門間の人財の流動性を高め、人財の国際化・多様化を推進してまいります。

また、グループ間の協業等を通じ、高付加価値品の開発、海外への販路開拓、成長市場への販売強化等を推し進め、化成品事業、板事業等の収益向上を図るとともに、新規に海外進出した拠点の収益安定化にも努めてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに果敢に取り組み、今後もグループ一丸となり総力を挙げて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

Ⅲ. 不適切な者による支配の防止に関する取組み（本プランの内容）

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ．に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである現プランを更新するものであります。

特に当社グループの場合、アルミの素材から加工まで事業分野が多岐にわたっているため、外部者である買付者からの提案を受けた際に、株主の皆さまが限られた時間の中で当社グループの有形無形の経営資源、幅広い事業が有機的に結合して生み出すシナジー効果などを適切に評価したうえで、買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について、短期間のうちに的確な判断を行うことは容易ではないと思われず。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付に依じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉すること等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。

このため、当社は、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、上記のような不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することいたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付（注4）等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：公開買付とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。

3. 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであること

を理由として対抗措置をとるか否かについては、後記5. (3)に定義する株意思確認総会の決議等がある場合にはそれに従うことを条件として当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定めるとともに、特別委員会を設置することといたしました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。本プランへの更新後の特別委員会の委員につきましては、現在の特別委員会の委員である、社外監査役の結城康郎氏、社外取締役の林良一氏に加え、本株主総会における社外監査役候補者の安井洸治氏が監査役として選任されることを条件として就任する予定です（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について必ず諮問することとし、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じてその内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項（以下「評価必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「評価必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従い、評価必要情報を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後に予定する当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し評価必要情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき、当初提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえ（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的な情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、

その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、特別委員会に提出するとともに、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討するとともに、特別委員会への諮問を必ず行いその勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)に記載

の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ① 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不十分または不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーとの関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会への諮問を必ず行うとともにその勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段をとるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の

取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

なお、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。ただし、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合においては、大規模買付行為が上記(2)の①から⑤のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、対抗措置を発動する場合には、株主検討期間を設定し、株主意思確認総会を必ず開催するものとします。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催等を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主意思確認総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主意思確認総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主意思確認総会の結果は、適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間の合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置発動の停止等を行うことが

できるものとしします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆さまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切にご判断を行ううえで前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が上記5. (2)の①から⑧のいずれかに該当し、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。

しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記載されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の効力発生日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式等の売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第7回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その変更内容等を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲ. 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断

し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。したがって、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

3. 当社取締役会の恣意的判断の排除

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会への諮問を必ず行い、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

さらに、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において大規模買付行為が上記Ⅲ. 5. (2)の①から⑤のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、株主意思確認総会を必ず開催し、株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとされており、対抗措置の発動に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するための手続きが確保されております。

4. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味し、これらの中から適任者を選任するものとする。
3. 特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた、大規模買付行為に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動および株主意思確認のための株主総会開催の要否、大規模買付者との事後交渉に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止または変更案、その他、取締役会が特別委員会に勧告、助言または意見を求める事項などについて、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告するとともに、必要に応じて助言または意見を行うことができる。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
4. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
5. 特別委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

特別委員会の委員の略歴

本プランへの更新後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

結 城 康 郎 (ゆうき やすお)

弁護士、トピー工業株式会社社外取締役

昭和23年9月7日生

(略歴)

昭和48年4月	東京弁護士会弁護士登録（現在に至る）
平成6年4月	東京弁護士会副会長
平成8年4月	最高裁判所司法研修所刑事弁護教官
平成12年1月	司法試験審査委員
平成15年4月	日本弁護士連合会常務理事
平成16年4月	専修大学法科大学院客員教授
平成20年6月	日本軽金属株式会社社外監査役
平成24年10月	当社社外監査役（現在に至る）

林 良 一 (はやし りょういち)

昭和26年6月6日生

(略歴)

昭和49年4月	三菱商事株式会社入社
平成14年4月	同社海外石油事業ユニットマネージャー、石油海外事業企画室長、ペトロダイヤモンドジャパン株式会社取締役
平成19年4月	三菱商事株式会社理事、炭素・LPG事業本部長
平成24年3月	エムエムピー株式会社代表取締役社長
平成24年7月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループ顧問
平成25年6月	当社社外取締役（現在に至る）

安 井 洸 治 (やすい こうじ)

公認会計士、税理士

昭和20年1月28日生

(略歴)

昭和46年3月	プライスウォーターハウス会計事務所入所
昭和48年3月	監査法人中央会計事務所入所
昭和52年6月	税理士登録（現在に至る）
昭和52年9月	公認会計士登録（現在に至る）

上記、特別委員会の各委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

株主に割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付する。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

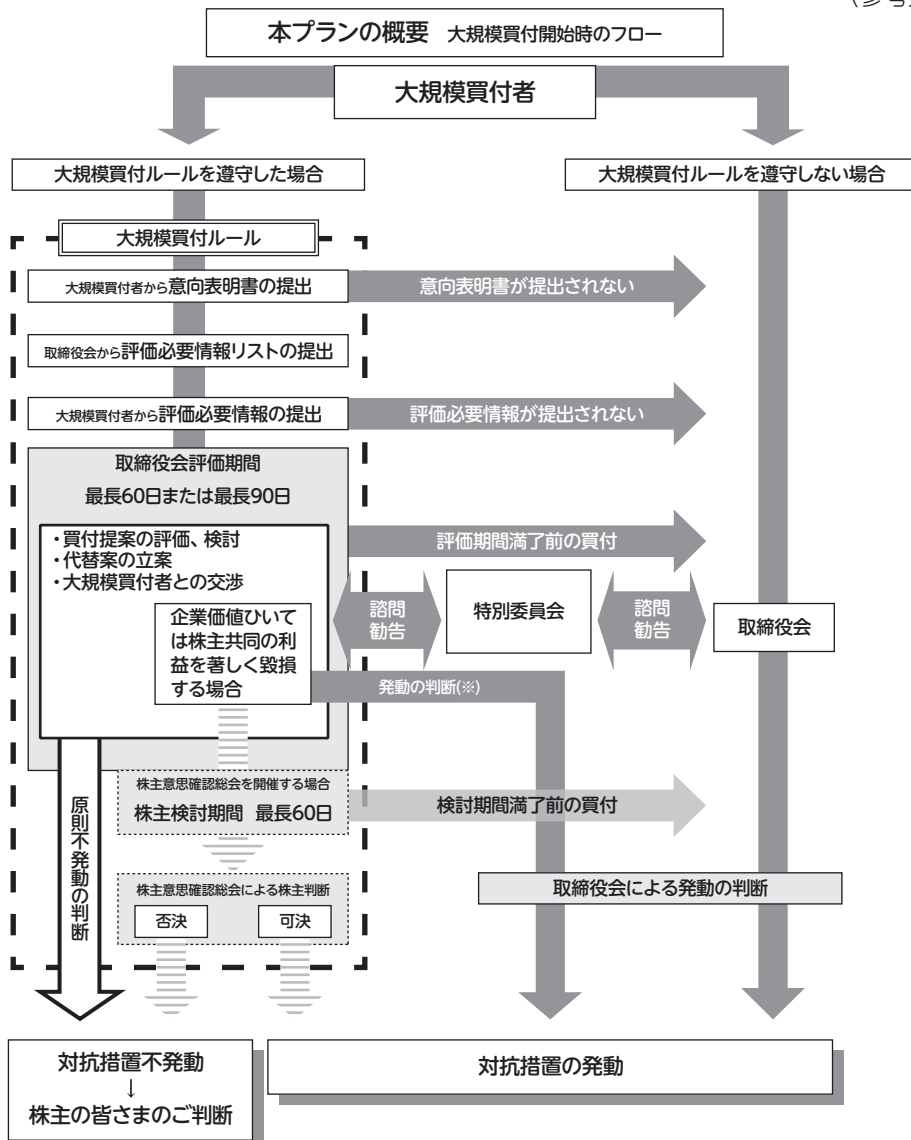
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上



※大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合は、Ⅲ.5.(2)の①から⑤のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合に限りません。
(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice, starting below the title 'メ 毛' and extending to the bottom of the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

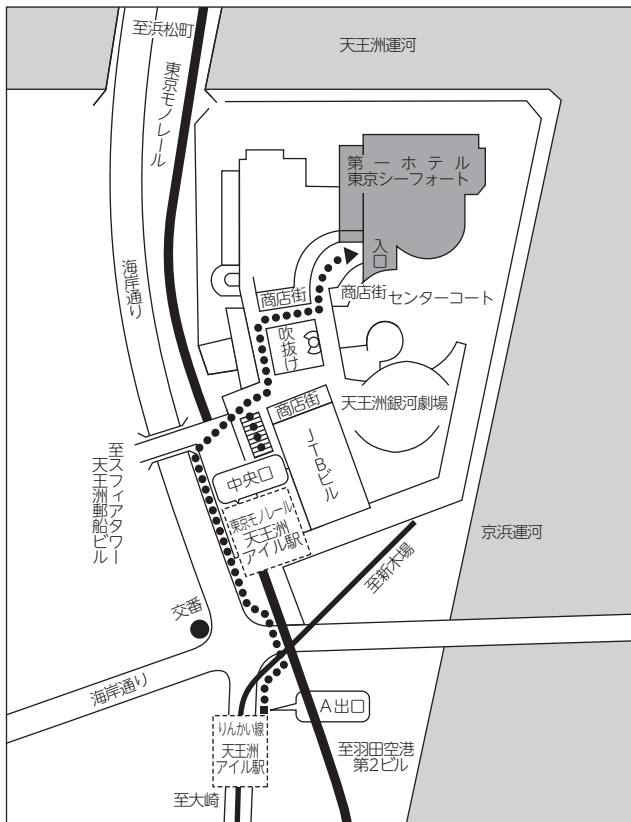
メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より徒歩約4分
・りんかい線 天王洲アイル駅（A出口）より徒歩約10分
（ご注意）
東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。



(お願い)

会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。

- クールビズスタイルでの株主総会開催について
株主総会当日は、当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。